

議会運営委員会 会議録

=====
日 時 令和3年3月1日（火曜日）
午前8時45分開会，午前8時55分閉会
場 所 第3委員会室

日 程

- 1 開 会
- 2 委員長挨拶
- 3 議長挨拶
- 4 協議事項
 - (1) 新たに提出された請願・陳情について
 - (2) ロシアによるウクライナ侵攻に断固抗議する決議について
 - (3) 押印見直しに係る議会所管の例規改正の訂正について
 - (4) その他
- 5 閉 会

出席委員（7名）

委員長	海老原 一郎
副委員長	平石 勝司
委 員	篠塚 昌毅
委 員	鈴木 一彦
委 員	下村 壽郎
委 員	今野 貴子
委 員	塚原 圭二

欠席委員（0名）

その他出席した者

議 長	小坂 博
副議長	勝田 達也

事務局職員出席者

局 長	小松澤 文雄
次 長	天貝 健一
係 長	小野 聡

主任 津久井 麻美子
主任 松本 裕司
主幹 鈴木 優大

傍聴者（0名）

○海老原委員長 おはようございます。ただ今より議会運営委員会を開会いたします。傍聴はありませんね。

（「ありません」との声あり）

○海老原委員長 では、議長の方から御挨拶願います。

○小坂議長 おはようございます。本日は協議事項が多くありますのでよろしくお願いいたします。

○海老原委員長 それでは、協議事項に入ります。協議事項1新たに提出された請願・陳情について、協議をお願いします。事務局からお願いします。

○天貝事務局次長 資料1の請願・陳情文書表を御覧ください。先週の火曜日に提出されたもので、手話言語条例の制定等に関する請願書で、紹介議員は篠塚議員、提出者は土浦市聴覚障害者協会会長でございます。趣旨を要約しますと、改正された障害者基本法により、意思疎通のための手段についての選択の機会が確保されるとともに、その機会の拡大が図られなければならないと規程され、その手段の例示として手話が挙げられました。また、同法では情報の利用におけるバリアフリー化等の施策の実施を義務付けております。3段落目です。既に茨城県では茨城県手話言語の普及の促進に関する条例が制定されているという趣旨でございます。続けて請願事項を朗読します。1上記を踏まえた手話言語条例の制定、2小学校、中学校に通う児童生徒が手話を学ぶ大切さを知り、学びの意欲を高めるために、手話の正しい理解に役立つハンドブックを作り、配布すること。3手話奉仕員養成講座の拡充。現在市が実施している入門講座及び基礎講座に加え、両講座の中間を担う講座及び基礎講座の後のフォローアップ講座を新たに設けていただきたい。なお、この請願書の個人情報の公表についてですが、傍聴者用やホームページ等での公表用の請願者の住所・氏名等につきましては、住所は個人宅であることから土浦市以後を黒塗りとしたしまして、氏名はこのまま公表することで文書法制部門で確認をしてございます。説明は以上です。

○海老原委員長 皆様、御意見等はございますか。

（「なし」の声あり）

○海老原委員長 ないようですので、付託先は内容からすると文教厚生委員会かなと思うんですがいかがですか。

○鈴木委員 講座とかの話があると総務市民も関係してこない。文教で大丈夫ですか。

○海老原委員長 文教でやっていると思うんだけど。あと請願者の個人情報については

事務局説明のとおりでよろしいですか。

(「はい」との声あり)

○海老原委員長 それでは、ただ今のとおり決定いたします。次に協議事項2 ロシアによるウクライナ侵攻に断固抗議する決議についてが提出されましたので協議をお願いします。事務局から説明願います。

○天貝事務局次長 本日、全会派の会長の連名により、ロシアによるウクライナ侵攻に断固抗議する決議を行う要請文が提出されました。なお、この決議については一日も早い決議が要請されております。2ページの決議案の本文を朗読いたします。ロシアによるウクライナへの侵攻は、国際社会の平和と安全を脅かす、断じて容認することができない暴挙である。このような力による一方的な現状変更は、明白な国際法違反であり、国際社会の秩序の根幹を揺るがすもので、看過できるものではない。ここに土浦市議会は、ロシアに対し、一連のウクライナへの軍事侵攻に厳重に抗議するものである。政府においては、国際社会と緊密に連携しつつ、毅然たる態度でロシアに対して制裁措置の徹底及び強化を図り、即時無条件でのロシア軍の完全撤退を求めるべきである。以上、決議する。土浦市議会。この決議案を土浦市議会として取り上げようということになれば、内々の付託先について御協議をお願いいたします。

○海老原委員長 皆様、御意見等はございますか。

(「なし」の声あり)

○海老原委員長 質問が1点。他の市町村と合わせたと思うんだけど。

○天貝事務局次長 茨城県の決議の文書と全国議長会とか全国市長会とか6団体が出している声明文だとか、それを基に参考で作成したものを連名であげているというものです。

○海老原委員長 それでは、この決議について本定例会で取り上げることでよろしいでしょうか。

(「異議なし」との声あり)

○海老原委員長 内々に付託する委員会はどちらにいたしますか。

(「総務市民委員会で」との声あり)

○海老原委員長 では内々付託先は総務市民委員会といたします。なお、早急な対応が求められますので、本日中の採決を目指したいと存じます。次に、協議事項3 押印見直しに係る議会所管の例規改正の訂正について、事務局から説明願います。

○天貝事務局次長 前回の議運で押印見直しについて御協議いただいて、4の表に記載の2つの施行規則の合計12の様式中の○印を削除することとなりました。その様式のうち、政務活動費の交付に関する条例施行規則の朱書きの様式6号政務活動費交付請求書につきましては、請求書でありますので会計処理上などの理由により押印が必要であることが分かりましたので、大変申し訳ありませんが、様式6については削除する訂正をさせていただきたいと存じます。

○海老原委員長 皆様、御質問等はございますか。

(「なし」の声あり)

○海老原委員長 それでは、この件につきましては事務局説明のとおりとさせていただきます。次に、その他について何かございますか。

(「なし」の声あり)

○海老原委員長 それでは、今回の資料で各議員に非公表とするものはありますか。事務局いかがですか。

○天貝事務局次長 ありません。

○海老原委員長 では全ての資料を公表といたします。以上を持ちまして議会運営委員会を閉会します。お疲れ様でした。